平成２４年（フ）第９８号
北海道苫小牧市桜木町３丁目20番５号　ハイツ桜木１階
債務者　小野寺鈴美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５号
岩手県遠野市東上組町１番25号
債務者　菊池まり子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
仙台市青葉区川平２丁目15番６号
債務者　鈴木　　敦
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
仙台市泉区上谷刈６丁目２番23号　ラヴィーヌ八乙女Ａ205
債務者　樋口美智代
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
仙台市太白区郡山８丁目４番１号　鈴木アパート１
債務者　佐藤　祐子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
仙台市青葉区川平３丁目43番８号
債務者　大村　典光
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
福島市瀬上町字桜町３丁目12番地の１　市住１―43
債務者　若菜いさ子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５９号
福島県いわき市勿来町大高土取81番地　平子政人方、前住所福島県いわき市植田町根小屋162番地の２
債務者　桜井　隆恵
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１５１号
茨城県笠間市平町1750番地21　グリーンヒルともべ５－２－２
債務者　河原井健太
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３４号
茨城県鉾田市徳宿1922番地３
債務者　沢上　明美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８８号
滋賀県守山市矢島町1249番地
債務者　林　　昭治
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
滋賀県草津市笠山１丁目８番35―306号　リバティヒルズ405、前住所滋賀県守山市播磨田町743番地１　リーフマンション208号
債務者　徳元　祐樹
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
大津市坂本２丁目13―28、住民票上の住所大津市真野５丁目２番17－２号
債務者　小澤　聡美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３８号
大津市衣川１丁目３番55号
債務者　島田　昌代（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４１号
滋賀県高島市今津町角川1161　大阪自彊館角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　大城　　聡
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１号
兵庫県神崎郡神河町柏尾124番地の２
債務者　岡本　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市大津区長松452番地
債務者　河野　正行
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部